逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 改正内容の骨子

<改正の趣旨>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが責務とされている。

しかし、現行の逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例においては、 事業者がごみステーションに上限無く排出できる制度となっており、一定以上の排出者に は有料制を取っているものの負担の公平性が担保されていない状況にある。

また、営業形態の多様化により排出ルールが守られないことなどからのトラブルが発生 する事例も見受けられる。

さらに、近隣自治体に比べて低額な処理手数料など、本市の事業系廃棄物に係る現行制度は、市内に零細事業者が多い実態を斟酌しても、公平・公正の観点や法の精神に照らし、多くの問題を内包していると言わざるを得ない。

これら現状を踏まえ、事業系一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定める自己処理の原則を徹底し、市では収集・運搬しないことを原則とするとともに、産業廃棄物は、限定的に指定するものを除き、市による処理は行わないことを条例において明示するものである。

また、併せて、中間処理及び最終処分に係るごみ処理手数料及び処分費用を原価に見合う、より適正な水準に改定するものである。

<改正の概要>

- 1 事業系一般廃棄物は、市では収集・運搬しないことを原則とする(処分は行う)
- (1) 事業系一般廃棄物の収集・運搬の対象

改正前	改正後
全ての事業系一般廃棄物	次に掲げるものに限る
	ア 従業者(事業主を含む。)の総数が3
	人以下であり、食品廃棄物等を排出せ
	ず、ごみ排出量が1日平均1キログラ
	ムを超えない事業所(少量排出事業所)
	から排出される事業系一般廃棄物
	イ 市の事業に伴い排出される事
	業系一般廃棄物(臨時に排出さ
	れる場合を除く。)
	ウ 緊急かつやむを得ない事情が
	あると市長が認めた事業系一般
	廃棄物

(2) 事業系一般廃棄物を収集・運搬及び処分する場合の手数料

改正前	改正後
(従量制手数料制度)	従量制手数料制度を廃止
ア 1月平均300 kgを超え500 kgまで	
月額 1,500 円	※従量制手数料制度利用事業者(平成23
イ 1月平均500 kgを超え1,000 kgまで	年7月末現在8事業者)は、自己搬入又
月額 3,000 円	は一般廃棄物収集運搬業許可業者への委
ウ 1月平均1,000 kgを超え1,500 kgまで	託による搬入への切り替えが必要(*1一
月額 6,000 円	般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する
エ 1月平均1,500 kgを超えるとき	場合は、委託料+持込ごみ手数料による
1kg につき 12 円	対応となる)
1月平均300 kg以下の事業所は、無料でご	※1-(1) - ア~ウ以外で、従来ごみステー
みステーションへの排出が可能	ションに排出してきた事業者は、自己搬
	入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ
	の委託による搬入への切り替えが必要
	(*1 と同じ)

2 ごみ処理手数料(持込ごみ手数料)の適正化

改正前	改正後
1 kgにつき 6 円	10 kgにつき 150 円。ただし、搬入重量が
	10 キログラム以下のときは一律 150 円

3 産業廃棄物は、限定的に指定するものを除き、市による処理は行わない

(1) 収集・運搬及び処分する産業廃棄物

改正前	改正後
(例規上規定なし)	ア 少量排出事業所(ごみ排出量が1日
廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、	平均 1 kg以下) が排出する廃プラスチ
ガラスくずについて、一般廃棄物並みの	ック、ゴムくず、金属くず及びガラス
処理	くず
	イ その他市長が収集・運搬及び処分の
	必要があると認めたもの

(2) 処分する産業廃棄物

改正前	改正後
ア 建設業に係るもので工作物の新築、	ア 天災その他の災害により発生
改築又は除去に伴って生じた紙くず、	した木くず
木くず及び繊維くず	イ その他市長が処分の必要があると認

イ その他市長が処分できると認めたも	めたもの
0	

4 産業廃棄物処分費用の適正化

改正前	改正後
1 kgにつき 17 円	10 kgにつき 240 円。ただし、搬入重量が
	10 キログラム以下のときは一律 240 円